

『われわれがGPLに従わないといけ ないと思っているのか？』 と言われたなら

2017年9月2日(土)
OSSライセンス姉崎相談所
姉崎章博

オープンソースの「今」を伝える

オープンソースカンファレンス
2017 Chiba

昨年9月 ZDNet Japanの記事

トーバレス氏がLinuxと
GPLについて真に思うこと

<https://japan.zdnet.com/article/35088299/>

に、よると

開発者は、こういうことを言われてきたらしい

<https://japan.zdnet.com/article/35088299/3/>

Linuxに対して業界の大手企業と中小企業の双方が
意図的にGPLを侵害し、準拠を拒否し、正面切って

『われわれがGPLに従わないと

いけないと思っているのか？

オーケー、では訴えてみたらいい。

『そうでなければ従うものか』と


われわれには2つの選択肢がある。

GPLを捨て去るか、

裁判所命令を勝ち取って**強制**するか

のいずれかだ

これが



GPL Enforcementの命題のきっかけの様

GPL Enforcementとは

- “enforceable” (執行可能性) とは、GPL の違反者に対し、GPL の定める義務の履行を強制できるかということである。 - IPA「GPLv3逐次解説」P146
- GPLに上記のような効力(enforceability)が認められるか否かは、海外での議論を受けて、わが国でも議論されている。 - 同上
- 英米法における「property」概念のない日本においてOSSの強制力の根拠をどこに求めるのかという10年前の議論 - O弁護士の7:52 - 2016年9月2日ツイート

2009年12月14日

14社をGPL違反で提訴

<http://japan.cnet.com/news/biz/20405353/>

1. **BestBuy**'s Blu-ray DiscPlayer <http://sourceforge.jp/magazine/10/08/05/1045202>
2. **Samsung**'s LCD HDTV's
3. **Westinghouse**'s LCD HDTV
4. **JVC**'s LCD HDTV and IP Network Camera
5. **Western Digital**'s WD TV HD Media Player
6. **Bosch**'s Security System DVR
7. **Phoebe Micro**'s wireless routers and IP Motion Wireless Camera
8. **Humax**'s HD HDTV DVR
9. **Comtrend**'s bonded modems
10. **Dobbs-Stanford**'s digital media player
11. **Versa Tech**'s weatherproof dual radio outdoor wireless access point
12. **ZyXEL**'s 4 Port Router
13. **Astak**'s security camera system with DVR and security system DVR devices
14. **GCI**'s digital music controller <http://sfconservancy.org/news/2010/aug/03/busybox-gpl/>

8月3日, 欠席裁判で

販売停止命令

+ 9万ドルの損害賠償金

+ 4万7千ドルの訴訟費用約

製品を作り直すのに半年や1年掛かり
その間の出荷停止の損害額が妥当額

日本の弁護士らは、契約だから強制力があると

- 微妙な表現で解説している

- O₂弁護士

GPLは使用許諾契約であると考えざるを得ないであろう

- H教授

GPL全体を著作権ライセンス契約の一類型として整理することが可能となる

- さきほどの O₀弁護士

日本においてOSSの強制力の根拠をどこに求めるのかという問題を提示して10年前に議論している…と

こういうGPLを訴訟で強制する動きに対して…

SFCが、BusyBoxに関する訴訟で勝利した。

「それはSFCの輝かしい瞬間かもしれませんが、BusyBoxのための輝かしい瞬間ではなかった。」

ToyBox

Please stop. Linus Torvalds
And don't use Linux as a tool in your "community work".

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003749.html>

The people who have destroyed projects have been lawyers that claimed to be out to "save" those projects.

プロジェクトを破壊した人々は、
それらのプロジェクトを「救済しよう」と
主張した弁護士であった。

だから、**害毒**と

Linux開発
プロジェクトでの認識

だから、SFCが、独VMware訴訟を

LinuxConのテーマを挙げた代わりに、Linusは

弁護士たち：

オープン性にとっての害毒、そして

コミュニティにとっての害毒、

プロジェクトにとっての害毒

というテーマを提案。

Lawyers: poisonous to openness, poisonous to community, poisonous to projects

<https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003580.html>

日本のある弁護士の反応・・・

「GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない」とか
「弁護士は**害悪**でしかない」という意見は
Linuxコミュニティを引っ張っている人たちからは
幾度となく聞かされた。

なんでこのようなすれ違いが生じてしまったのだろう。

プロジェクトを救済するつもりで、
プロジェクトを破壊していたとの自覚が無い模様。

さて、GPLは契約ではない、ですよ。

- GPLv3以前の2001年にモグレン先生は言っていた
 - Licenses are not contracts:
ライセンスsは契約ではない と。
- 2006年、R.M.ストールマン氏も言った
 - ほとんどのフリーソフトウェアライセンスは著作権法に基づいている。それには二つの正当な理由がある。
 - 著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。
 - 複製を渡す際にいちいちサインなんてうんざりする。

契約でなければ何か？ モグレン先生の回答

ライセンスは、一方的な許諾であり、

(契約などの)債務などではない

a licence is a unilateral permission, not an obligation,

Transcript of Eben Moglen at
the 3rd international GPLv3
conference; 22nd June 2006



<https://fsfe.org/campaigns/gplv3/barcelona-moglen-transcript.en.html> での回答。

ユスティニアヌス法典の法学提要(AD213)からでも1800年以上この意味

そもそも、「ライセンス」とは

ラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す

“licentia”という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英国の判決で、なんら

財産や利益の移転や財産の移転・変更をせずに、

ライセンスが行わなければ違法になる行為を

合法にすることであるとの定義が現れる。

金子宏直. (2007). Section 1 ライセンス概論. 著: 梶山敬士・高林龍・小川憲久・平嶋竜太(編),
ビジネス法務大系 I ライセンス契約 (ページ: 1-28). 日本評論社.

「GPL は契約として成立しているのか」などと議論しているから 日本の企業にまで、害毒

貴社及びキャリア様経由でバイナリが頒布され、
バイナリ入手者がソースコードを入手しようとしたとき、
現在ではソースコードが入手できません。

このような状況は、GPLv2のライセンスと照らし合わせて問題は無いのでしょうか？
問題ない場合は、GPLv2ライセンスのどの条項を元に公開が遅れても良いとしているのか
お教え願います。

お金は？ 支払わないで持ち出すと
万引きだよ、と指摘しても

➡ 「条件を満たしていない(つまり、著作権侵害)」という指摘を受けても

社内対応を急いでおり
順次 アップデート版GPLソースを公開させて頂きますので、
今しばらくお待ち頂きますようお願い致します。
尚、具体的なリリース日に関しては、次週後半よりアナウンスさせて頂きます。
ご不便をお掛けいたしますが、よろしくお願いいたします。

工面を急いでおり、
しばらくお待ちください。
(払えば文句無いんでしょ)
と開き直ったかのような対応

➡ 「義務は粛々と遵守しています」という、既に著作権侵害を犯して
いるという自覚の無いと思われる対応をしてしまう。

「ライセンス」を「ライセンス契約」と解説すると 著作権侵害状態を招く

製品出荷(頒布)

ライセンス

ライセンス(許諾)の「条件」と
正しく解すれば

出荷前に、ソース開示する。
製品にソース添付、または、
提供する旨の申し出を添付

時間軸

条件を満た
した状態

ライセンス
契約

ライセンス契約の「義務(債務)」と
誤解すれば

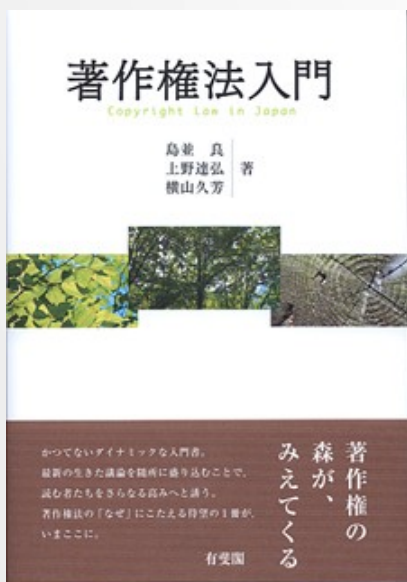
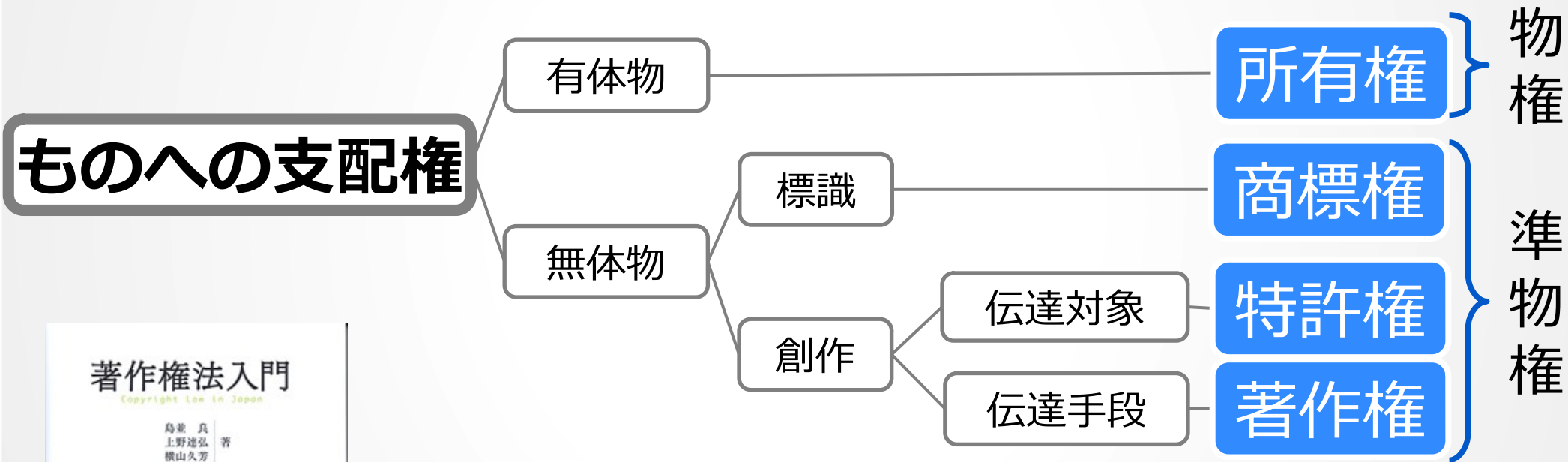
出荷後に、ソースを提供でき
るように準備すればよい
と考える

条件を満た
さない著作権
侵害状態

著作権も「ものへの支配権」の一つだから

- 著作権法入門、有斐閣、2009、P8

- 島並 良 (神戸大学教授), 上野 達弘 (立教大学准教授), 横山 久芳 (学習院大学教授) / 著



2016年10月 第2版 発売

他人の権利を無断で行使すると、権利侵害

他人の権利	所有権	著作権
他人の権利の行使	商品の持ち出し	GPL著作物の頒布(複製)
行使が許される条件1	現金支払い	ソースの添付
行使が許される条件2	約束 (ツケ、カード支払い)	ソース提供する旨の 申し出の添付
条件を満たさず行使	窃盗(万引き)	著作権侵害(GPL違反)

刑法 第二三五条 十年以下の懲役
又は五十万円以下の罰金に処する

著作権法 第一百十九条 十年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に
処し、又はこれを併科する

著作権法 第二百二十四条 法人…三億円以下の罰金刑

つまり、モグレン先生の「GPLは執行可能」の意味は

GPLの条件を満たさずに、著作権行使すれば、

(日本なら)三億円以下の罰金刑の犯罪だから

契約違反の民事ではなく、**刑事**

契約により「ソース開示させられる」のではなく、

「ソース開示しなければ犯罪」という強制力

だから、著作権法の専門家なら

『われわれがGPLに従わないといけな
いと思っているのか？』と言われたなら

「従わないといけな
いのは、GPLではなく、
著作権法である」

「GPLの許諾なくば、再頒布は

三億円以下
の罰金刑

著作権法違反の犯罪である」と返せば良い
と、なぜ、助言してあげないのだろうか？

GPLv2 第5条にも紹介されているのに…

5. あなたはこの許諾書を受諾する必要は無い。

というのは、あなたはこれに署名していないからである。しかし、

この許諾書以外にあなたに対して

『プログラム』やその派生物を改変または

頒布する許可を与えるものは存在しない。

これらの行為は、あなたがこの許諾書を

受け入れない限り法によって禁じられている。

だから

GPLを語る弁護士に著作権法の専門家はいない

としか私には思えなかった。

10年前から、「GPLは契約」と議論して

一方の当事者であるGNUの意図を無視し

※そもそも契約とっていない人と、どうやって合意できるのだろうか

義務と解した企業に著作権侵害を犯させる

そういう害毒を流し続け、

いまだに、間違いを自覚しない

クリエイターが知っておくべき権利や法律を教わって
きました。著作権のことをきちんと知りたい人のための本

必読!
クリエイターが
知っておくべき
権利や法律を
教わってきました。

鷹野 凌 [著]
福井 健策 [監修]



著作権のことを
きちんと知りたい
人のための本

インプレス

鷹野凌著/福井健策監修 インプレス
<http://e-hon.tameshiyo.me/9784844337973>

立読みの16枚(30ページ)だけでも、良い感じですよ

■ P13 もちろん、何でもかんでも弁護士や
弁理士に相談しなさいとは言いません。
忙しいのは仕事冥利に尽きますけど、

**自分で自分の身を守るには、
ある程度の知識が必要です**

■ P14 同上

『文化の発展に寄与』するのが目的ですから、
権利ばかり強くなって『公正な利用』の
妨げになってしまっては困りますからね

「窓の杜」のコラムで無料で読むこともできます

<http://forest.watch.impress.co.jp/category/other/column/copyright/>

OSSライセンス姉崎相談所

<http://www.osslicense.jp/>

で資料公開します。

今回のような話の他、

こんなマンガ⇒

で著作権やOSSライセンスの理解の助けになる情報をご提供しています。



おわり